

事務連絡
令和2年3月10日

別記 ご担当者 殿

国土交通省海事局
安全政策課危機管理室

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について

標記について、本日別添のとおり閣議了解されたところ、当該閣議了解を踏まえ、3月11日（水）午前0時（日本時間）から当分の間、イラン・イスラム共和国若しくはイタリア共和国の一部地域^{※1}又はサンマリノ共和国の全地域に、14日以内に滞在歴がある外国人について新たに上陸を拒否することとされた^{※2}ことについて、傘下事業者等に周知いただくとともに、旅客輸送を行う外航船舶にあつては、下記につき適切に対応するよう徹底されたい。

※1 イラン・イスラム共和国：

アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、
マーザンダラン州、マルキャズィ州 及び ロレスタン州

イタリア共和国：

ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州 及び ロンバルディア州

※2 3月11日（水）午前0時前に外国を出発し、当該時間後に本邦に到着した者は対象とされない。

記

1. 本邦への上陸申請日前14日以内に今般追加されたイラン・イスラム共和国若しくはイタリア共和国の一部地域又はサンマリノ共和国の全地域における滞在歴がある外国人について、当分の間、特段の事情のない限り、本邦への上陸が禁止されることについて、旅客等への周知に努めること。
2. 旅客の乗船前に、1. の外国人に対する措置について説明を行うとともに、今般追加されたイラン・イスラム共和国若しくはイタリア共和国の一部地域又はサンマリノ共和国の全地域における滞在歴がないことを確認すること。また、この確認により、1. の外国人に該当することが判明した場合には、当該旅客に対し、当分の間、特段の事情がない限り本邦への上陸ができない旨を改めて説明するなど、適切に対応すること。なお、必要に応じて、最寄りの地方出入国在留管理局等に相談すること。

3. 2. の確認により、旅客が1. の外国人に該当するとして、当該旅客の乗船を認めなかった事案が発生した場合には、当該事案の発生及び当該旅客の取扱いについて、速やかに海事局に報告すること。

以上

(参考)

○出入国管理及び難民認定法

(上陸の拒否)

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（同法第七条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第八条（同法第七条において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見がある者

(中略)

- 十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

電話：03-5253-8111(代表)

国土交通省海事局安全政策課

宮岡 miyaoka-s2wr@mlit.go.jp

澤本 sawamoto-t2b2@mlit.go.jp

脇野 wakino-s2nx@mlit.go.jp

【別記】

一般社団法人 日本船主協会
一般社団法人 日本外航客船協会
一般社団法人 日本旅客船協会
一般社団法人 日本長距離フェリー協会
日本内航海運組合総連合会
外国船舶協会
外航船舶代理店業協会
日本船舶代理店協会
一般社団法人 日本造船工業会
一般社団法人 日本造船協力事業者団体連合会
一般社団法人 日本中小型造船工業会
一般社団法人 日本舶用工業会
一般社団法人 日本マリン事業協会
一般財団法人 舟艇協会
一般財団法人 日本造船技術センター
公益財団法人 マリンスポーツ財団
一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会
一般財団法人 沿岸技術研究センター
公益財団法人 日本適合性認定協会
上海フェリー株式会社
日中国際フェリー株式会社
有限会社 沖縄シップスエージェンシー
有限会社 陸通
一般社団法人 日本船舶電装協会
一般社団法人 日本舶用機関整備協会
一般社団法人 日本船舶品質管理協会
公益財団法人 東京エムオウユウ事務局
一般財団法人 日本海事協会
一般財団法人 日本舶用品検定協会
日本小型船舶検査機構
アメリカン・ビューロー・オブ・シッピング
DNV GL AS
ロイドレジスター・グループリミテッド
CCS
韓国船級協会
一般社団法人 大日本水産会
一般財団法人 日本船舶技術研究協会
全日本海員組合
一般社団法人 全国モーターボート競走施行者協議会
一般財団法人 日本モーターボート競走会

全国モーターボート競走施設所有者協議会
一般社団法人 全国ボートピア施設所有者協議会
公益財団法人 ブルーシー・アンド・グリーンランド財団
公益財団法人 日本海事科学振興財団
一般財団法人 日本船渠長協会
一般社団法人 日本船長協会
一般社団法人 全日本船舶職員協会
一般財団法人 海洋育英社
一般社団法人 海洋会
一般社団法人 日本船舶機関士協会
公益財団法人 海技教育財団
独立行政法人 海技教育機構
日本水先人会連合会
一般財団法人 海技振興センター
公益財団法人 海技資格協力センター
一般財団法人 日本船舶職員養成協会
一般社団法人 日本海員掖済会
一般財団法人 日本船員厚生協会
公益財団法人 日本船員雇用促進センター
公益財団法人 日本船員福利厚生基金財団
一般財団法人 全日本海員福祉センター
公益財団法人 日本殉職船員顕彰会
一般社団法人 外航船員医療事業団
船員災害防止協会